

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

(四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第1条 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第4項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次
項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第5項第
1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第10項を第11項とし、第5項から第9項
までを1項ずつ繰り下げ、第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を
行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるも
のをいう。

第42条第4項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」
に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者
(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型
事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「全てを満たすと認める」を
「いずれかを満たす」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア
及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及
び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措
置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必
要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第3項を第4項とし、第2項を削り、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認
めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分

担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第53条の見出しを「（電磁的記録等）」に改め、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

（四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第5項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を削り、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「第7条第1項本文」を「第7条第1項」に、「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条の改正規定（同条第2項を削る部分に限る。）、同条例第53条の見出しの改正規定及び同条第2項第2号の改正規定並びに第2条中四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の改正規定（同条第4項を削る部分に限る。）及び同条例附則第4項の改正規定（「第7条第1項本文」を「第7条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。